

公営企業等関係資料

資料8-1	令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料8-2	公営企業の脱炭素化について.....	P2
資料8-3	公営企業のDXについて.....	P6
資料8-4	地下鉄事業特例債（再々特例債）の概要について.....	P8
資料8-5	新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について.....	P9
資料8-6	公立病院経営強化の推進について.....	P10
資料8-7	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について.....	P15
資料8-8	水道・下水道事業における広域化・共同化の推進について.....	P17
資料8-9	公営企業の更なる経営改革の推進について.....	P18
資料8-10	公営企業の「経営戦略」の改定の推進について.....	P24
資料8-11	公営企業の抜本的な改革等の推進について.....	P26
資料8-12	公営企業会計の適用拡大について.....	P32
資料8-13	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P36

事務連絡
令和5年1月23日

(別紙)

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和5年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組みため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進していただきたい。

1 経営戦略の改定の推進

(1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。これまで、令和2年度までの策定を要請し、その後、策定済みの経営戦略について、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請しているところである。

このような中、ほとんどの事業で経営戦略の策定を終え、改定に向けた検討が進められている一方で、未策定の事業もなお存在している。経営戦略が未策定の事業においては、策定期限を経過していることを踏まえ、4に掲げる「経営・財務マネジメント強化事業」も積極的に活用し、速やかに策定に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 改定に当たったの留意事項

経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映することで、実効性のある経営戦略となるよう取り組んでいただきたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意していただきたい。

経営戦略の改定に当たっては、策定・改定の実務上の指針である「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」のほか、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長等通知）を参照していただきたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

また、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で示しているとおり、公営企業の経営に当

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

- ※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

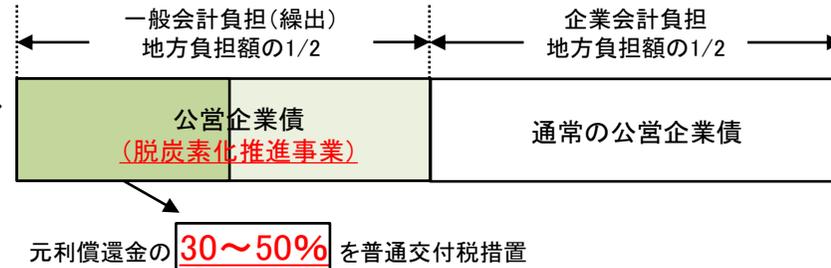
3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※ ¹	50%
省エネルギー (省エネ改修※ ² 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※¹ 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※² 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

水道・工業用水道事業における脱炭素化の推進

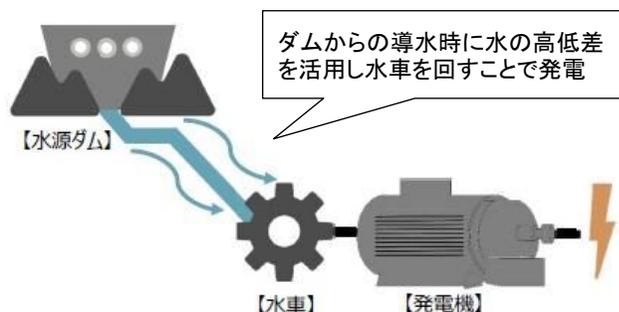
- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**小水力発電の導入**の取組に対して地方財政措置を講じ、水道・工業用水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

○ 小水力発電の導入

- ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象
- ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

イメージ図



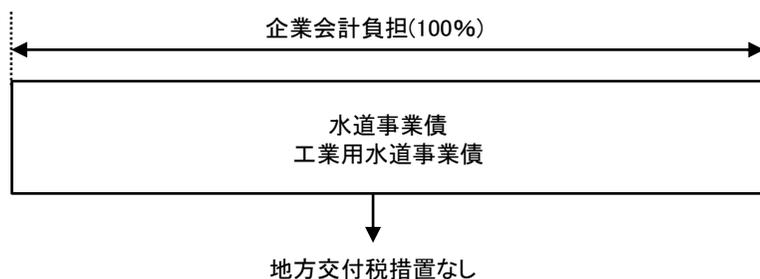
事業期間

○ 令和5年度～令和7年度

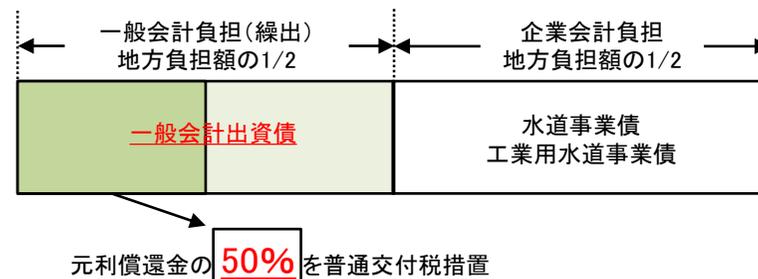
地方財政措置

- 地方負担額の1/2に一般会計から出資(一般会計出資債)し、その元利償還金の**50%**を**普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

通常



脱炭素化推進事業



下水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**再生可能エネルギーの導入**、**汚泥の活用や高温焼却によるN₂Oの削減**の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

事業期間

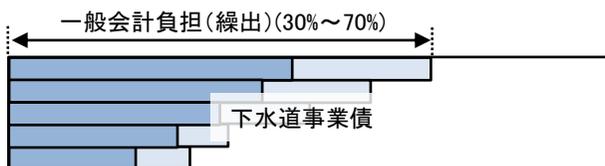
- 令和5年度～令和7年度



地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の**50%を普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常下水道事業債を充当)

通常



元利償還金の**16~44%**を普通交付税措置

※単位費用を除く

脱炭素化推進事業



元利償還金の**33~47%**を普通交付税措置

= 1/2 × 50% + 1/2 × (16~44%)

交通事業(バス事業)における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**電動バス等の導入(EV、FCV、PHEV)**の取組に対して地方財政措置を講じ、交通事業(バス事業)における脱炭素化を推進。

対象事業

- 電動バスの導入(EV、FCV、PHEV)
 - 充電設備の導入
- ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象

事業期間

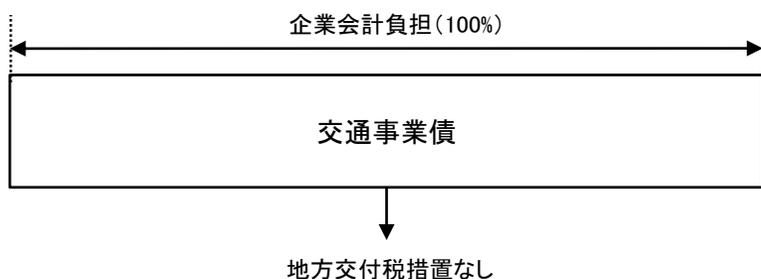
- 令和5年度～令和7年度

地方財政措置

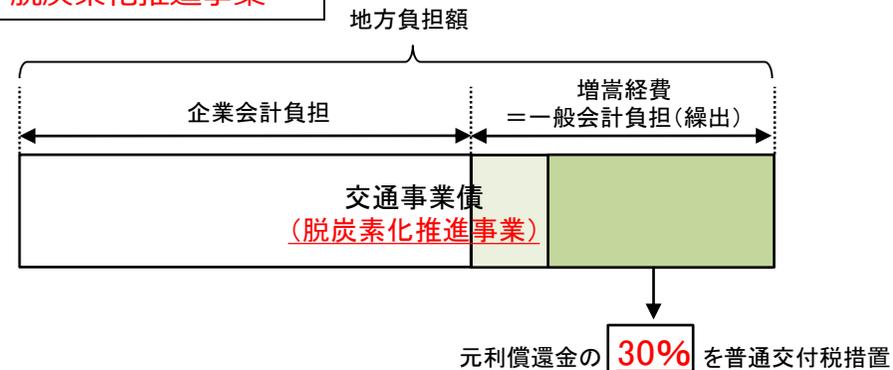
- 地方負担額の全額に「交通事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の一定額を一般会計からの繰出の対象とし、元利償還金の**30%**を**普通交付税措置**



通常



脱炭素化推進事業



- ※ 一般車両を導入する場合に比して増嵩する額に相当する額を一般会計繰出
- ※ FCVをリースにより導入する場合は車両導入費の30%を特別交付税措置

公営企業のDXについて①

- 公営企業は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は一層厳しさを増している状況であり、持続可能な経営の確保に取り組むことが喫緊の課題。
- こうした中、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)において、水道・下水道・交通・医療分野等におけるデジタル化の取組を推進することとされた。
- DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要。



- 公営企業におけるDXの取組を推進するため、次の3つの方策を実施。

方策① 人材面での支援

令和5年度における「経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに公営企業のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを創設する。

方策② 先進的な事例の周知

公営企業におけるDXの先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和4年度中に作成・公表する。

方策③ 現行制度の周知

令和5年度における公営企業債の取扱いにおいて、起債対象事業費にDXの取組に要する経費が含まれることを明確化する。

公営企業のDXについて②

○ 公営企業においては、以下のようなDXの先進的な取組が実施されている。

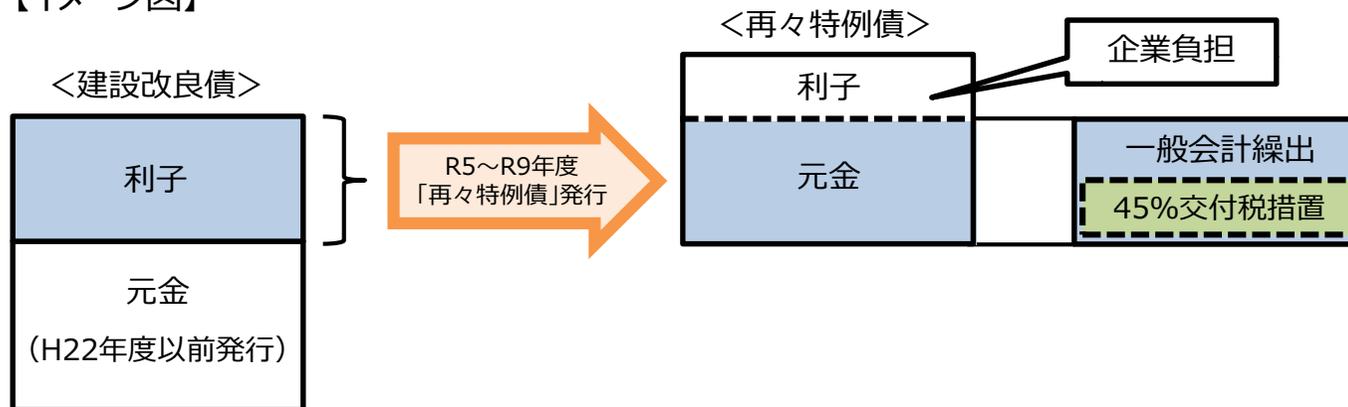
分野	項目	取組内容
水道	スマートメーターの導入	スマートメーターの通信機能を活用することで、検針業務の効率化と漏水の早期発見を図る。
	管路状況把握のデジタル化	水道管路に計測器を設置することで得られるデータ信号を解析することで、漏水調査の効率化を図る。
		AIによる機械学習を活用して衛星画像から水道水の反射特性を解析し、漏水可能性区域を把握することで、漏水調査の効率化を図る。
	施設の遠隔監視	<p>点在している浄水場の施設に設置した監視・通信端末を遠隔操作し、計測データをクラウド化することで、携帯端末による一括監視・管理を可能とし、施設維持管理の効率化を図る。</p> <p>ドローン(小型無人航空機)によって水管橋の劣化状況を確認することで、点検業務の効率化・高度化を図る。</p>
運転管理の自動化	AIによる機械学習を活用して浄水場の水質データの解析、解析結果に基づき薬品注入及び効果の確認を自動で実施することで、運転管理の効率化を図る。	
下水道	管路状況把握のデジタル化	管きよの老朽化の程度や浸水履歴を地図上で把握できる下水道リスク評価システムの活用により、合理的な改修等を図る。
		管路内を走行し全方位画像を取得する調査用カメラを導入するとともに、その記録から管路状況を半自動で判定することで、管路管理の効率化を図る。
	汚水管に設置した集音装置による音響データをAI解析することにより、雨天時侵入水の流入を短期間・低コスト・安全に検知する。	
施設の遠隔監視	光回線を活用して周辺町村の処理場を遠方監視することにより、処理場管理の効率化を図る。	
運転管理の自動化	下水処理に用いる最適な空気量等を機械学習によって自動演算するとともに自動制御することで、処理場の運転管理の効率化を図る。	
交通	運行情報のデジタル化	乗降客センサーから得た混雑情報やバスの運行状況をQRコードによりリアルタイムで利用者が確認できるよう、システム・HPを改修し利便性の向上を図る。
	PTPSの導入(公共車両優先システム)	バス車載器の通信により公共車両が円滑に交差点を通過できるよう信号を制御することで、定時性の確保を図る。
医療	遠隔医療	病院間で5G通信を用いて高精細映像を安定的に伝送することにより、専門医不足の医療機関におけるオンライン診療を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		撮影した画像データ等を病院間で共有できるシステムを構築することで、専門医不足の医療機関におけるオンライン病理診断を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		患者に提供したウェアラブル型端末のアラート機能を利用して患者の重症化を予防し、医師の業務負担軽減を図る。

地下鉄事業特例債(再々特例債)の概要

各地下鉄事業の経営が引き続き厳しい状況である中で、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の変化が生じていることを踏まえ、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で5年間延長し、引き続き地方財政措置を講ずることとする。

1.趣旨	○ 公営地下鉄事業の経営健全化に資するため、地下鉄事業の建設改良費に係る企業債の利子相当額を対象として地下鉄事業特例債（以下「再々特例債」という。）の発行が可能。当該再々特例債の元金について一般会計繰出しの対象とし、所要の財政措置を講ずるもの。	
2.内容	対象団体	累積欠損金を有する団体
	起債対象	平成22年度以前発行の建設改良債に係る利子（発行要件あり）
	発行期間	令和5年度～令和9年度 【借入条件】民間等資金、10年以内償還
	地財措置	元金償還金を全額一般会計繰出、45%普通交付税措置 ※利子に対する地財措置なし。

【イメージ図】

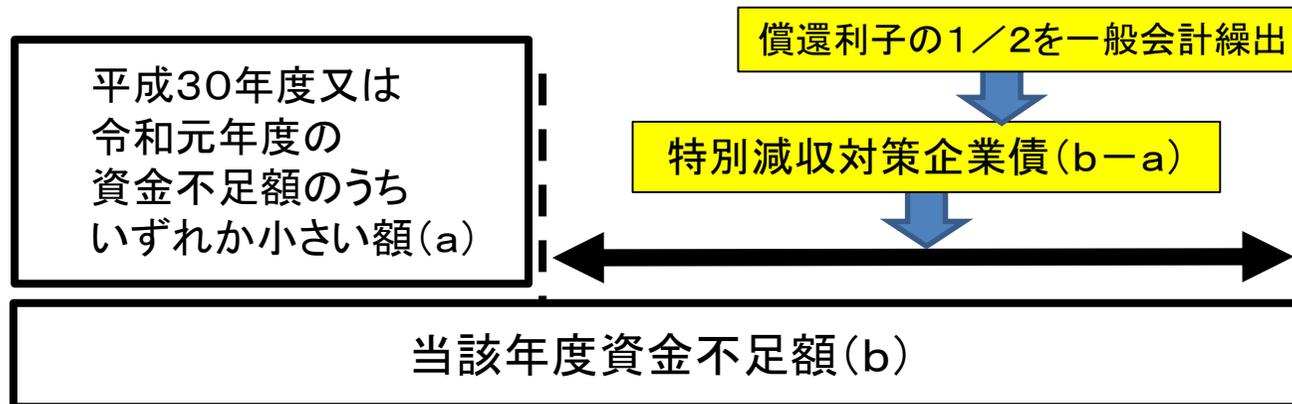


新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度も公営企業の減収が発生するおそれがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、令和5年度も引き続き「特別減収対策企業債」の制度を継続。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は原則15年以内



公立病院経営強化の推進

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制(R6. 4～)への対応
- ・新興感染症への備え 等

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

<令和4年度又は5年度中>

「公立病院経営強化プラン」の策定

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

機能分化・連携強化のイメージ(例)

医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う



基幹病院

急性期機能を集約

連携を強化

医師派遣・遠隔診療等

基幹病院以外の
不採算地区
病院等

【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、**新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

公立病院経営強化プラン策定状況、機能分化・連携強化の検討状況

総務省「公立病院経営強化プラン策定状況等調査」(調査時点:令和4年7月末)

調査結果

① 公立病院経営強化プラン策定状況

- プランの策定作業着手については、公立病院の94%が令和4年度から経営強化プランの策定に着手している。策定予定年度については、令和5年度までの策定が85%であるものの、**検討中の病院が14%**ある。

公立病院数	策定作業着手年度				策定(予定)年度			
	令和4年度 (着手済含む)	令和5年度	うち令和3年度に新プランを策定し、それに基づき取組を実施中の病院	その他 (廃止予定等)	令和4年度 (策定済含む)	令和5年度	検討中	その他 (廃止予定等)
853	799 (93.7%)	50 (5.9%)	22 (2.6%)	4 (0.5%)	220 (25.8%)	506 (59.3%)	123 (14.4%)	4 (0.5%)

85%

② 機能分化・連携強化の検討状況

- 機能分化・連携強化について、既に関係病院間で取組について合意済みの病院は15%あり、「検討中」を含めると33%に達する一方、「今後検討」が55%と最も多く、取組の検討が遅れている。また、12%の病院が「検討予定なし」「その他」としている。

公立病院数	機能分化・連携強化の検討状況					
	関係病院間で合意済み	関係病院間で検討中	自病院で検討中	今後検討	検討予定なし	その他
853	127 (14.9%)	96 (11.3%)	60 (7.0%)	472 (55.3%)	61 (7.2%)	37 (4.3%)

33%

12%

公立病院経営強化に係る都道府県の取組状況

総務省「公立病院経営強化プラン策定状況等調査」(調査時点:令和4年7月末)

調査結果

③ 都道府県庁の取組状況

- 公立病院への調査に加えて、都道府県に対して公立病院経営強化に係る取組状況について調査を実施した。
- **都道府県内** (市町村担当課、医療政策担当課、県立病院担当課) の連携状況については、**41都道府県が連携している**。今回の調査を機に連携を深化させた都道府県もあった。
- **経営強化プランの策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会**については、**39都道府県が設けておらず**、うち、**13都道府県は検討中**としている。
- **市町村のプラン策定に係る助言の実施状況**については、**35都道府県が実施**している又は実施予定ありとしている一方、**12都道府県は検討中**としている。
- **都道府県立病院等と中小規模の病院・診療所との連携・支援の状況**については、**26都道府県が連携・支援を行っているが**、**17都道府県が検討中**としており、その他を含む21都道府県については連携・支援が行われていない。

○都道府県庁の取組状況

(単位:都道府県)

都道府県庁内における 部局間の連携			策定段階から地域医療構想調整会議の 意見を聴く機会を設けるかどうか			市町村のプラン策定に係る 助言の実施状況			都道府県立病院等における、 不採算地区病院をはじめとする 中小規模の公立病院・診療所との 連携・支援の対応方針			
連携 している	連携予定 あり	検討中	設けている	設ける予定 あり	検討中	実施 している	実施予定 あり	検討中	連携・支援を 強化予定	現在の連携・ 支援を継続 予定	検討中	その他
41	6	0	8	26	13	17	18	12	10	16	17	4
			39			35			26		21	

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた地方財政措置の拡充(令和5年度)

1 建築単価の見直し

公立病院の新設・建替等に対する**地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の資材費高騰等の状況を踏まえ、40万円/㎡から47万円/㎡へ引き上げる**こととし、令和4年度の病院事業債から適用。

2 不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引き上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍においても病院機能を維持するために令和3年度に講じられた**特別交付税措置の基準額引き上げ(30%)措置を、令和5年度においても継続**。(公的病院等についても準じた措置を講ずる。)

3 公的病院等への財政措置の拡充

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要な不採算・特殊医療を担う公的病院等の運営経費に対する地方公共団体の助成について、以下のとおり地方財政措置を拡充。

① 公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置

医師・看護師等の確保が特に困難である、**過疎地域等に所在する又は救急医療を担う公的病院等の医師・看護師等派遣の受入に要する経費**に対する地方公共団体からの助成について、**新たに特別交付税により措置**(地方公共団体からの助成金額×0.6)。

② 公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

過疎地域等に所在する公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に対する地方公共団体からの助成について、**新たに特別交付税により措置**(地方公共団体からの助成金額×0.8と710万円のいずれか小さい額)。

※地域医療構想を踏まえ役割・機能の見直しを行うなど、一定の要件を満たす公的病院等を措置の対象とする。

※公的病院等は以下の公的医療機関等が開設した病院・診療所を指す。

1. 日本赤十字社、2. 済生会、3. 北海道社会事業協会、4. 厚生連、5. 国民健康保険団体連合会、6. 普通国民健康保険組合、7. 公益社団法人、8. 公益財団法人、9. 社会福祉法人(済生会を除く。)、10. 学校法人、11. 社会医療法人、12. 健康保険組合、13. 国家公務員共済組合連合会、14. 公立学校共済組合

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDX
- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円（約1,400団体・公営企業への派遣を想定）

経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月23日、24日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
1月27日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び 派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
4月上旬	派遣申請の2次照会
6月下旬	2次派遣申請締切
7月上旬	派遣申請の3次照会
10月下旬	3次派遣申請締切

水道・下水道事業における広域化・共同化の推進について

＜広域化・共同化の推進の背景＞

- **人口減少**等に伴う料金収入の減少、**施設等の老朽化**に伴う更新需要の増大等、上下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、**上下水道事業の持続的な経営の確保が求められている**。
- また、新経済・財政再生計画 改革工程表において、**2022年度までに全ての都道府県において、上下水道事業の広域化・共同化に関する計画を策定することがKPIとして掲げられた**。

＜上下水道の広域化に関する計画の策定＞（事業所管省庁と連携）

- 各都道府県に対し、**令和4年度までに上下水道の広域化に関する計画を策定**することを要請（水道：H31.1、下水道：H30.1）
- 策定支援のためのマニュアルを作成・公表（水道・下水道：H31.3）
- システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを計画に盛り込むよう事務連絡を发出（水道：R2.12、下水道：R3.1）
- **都道府県の強力なリーダーシップ**の下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を发出（水道：R3.5、下水道：R3.6）

＜水道／地方財政措置（H27～、R1拡充）＞

- 広域化に伴い必要となる**施設整備やシステム共同化等に要する経費**について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）
- 水道広域化推進**プランの策定経費**を普通交付税措置（R1～R4。下水道も同様。）

＜下水道／地方財政措置（R元～、R4拡充）＞

- 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する**複数事業の施設統合**や、同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の**広域化・共同化に要する施設整備費**について、処理区域内人口密度等に応じ、繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常は16～44%（事業費補正分））
- **流域下水道への統合のための接続管渠等の整備**について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置

- マニュアルや事務連絡を踏まえつつ、まずは**令和4年度中に計画を策定**いただきたい。
- 計画策定後、**都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進める**とともに、**計画の充実**を図っていただきたい。取組を後押しするため、**都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）**。
- 下水道事業については、**複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加（R5～）**

公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用人材確保、
組織体制の整備新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等(※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

新経済・財政再生計画 改革工程表2022①

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率 100%】</p> <p>○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p>			
		<p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 水道、下水道などの公営企業について I C T 等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2022②

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】 ○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】	4. 公営企業会計の適用促進 a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》 b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→		

新経済・財政再生計画 改革工程表2022③

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2022④

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023年度から2025年度までに180地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>c. 都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。</p>	→		
		<p>d. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画 改革工程表2022⑤

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】</p>	<p>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</p> <p>a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
<p>○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む) ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
			→	→	→

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和4年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,553事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,258事業（95.5%）、未策定の事業は295事業（4.5%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,732	(97.7%)	40	(2.3%)	1,772	(100.0%)
うち上水道	1,290	(98.2%)	24	(1.8%)	1,314	(100.0%)
うち簡易水道	442	(96.5%)	16	(3.5%)	458	(100.0%)
工業用水道	135	(95.1%)	7	(4.9%)	142	(100.0%)
交通	75	(92.6%)	6	(7.4%)	81	(100.0%)
電気	84	(93.3%)	6	(6.7%)	90	(100.0%)
ガス	20	(95.2%)	1	(4.8%)	21	(100.0%)
港湾整備	81	(88.0%)	11	(12.0%)	92	(100.0%)
市場	108	(76.6%)	33	(23.4%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	159	(76.1%)	50	(23.9%)	209	(100.0%)
宅地造成	191	(76.7%)	58	(23.3%)	249	(100.0%)
駐車場	140	(82.8%)	29	(17.2%)	169	(100.0%)
下水道	3,504	(98.7%)	45	(1.3%)	3,549	(100.0%)
合計	6,258	(95.5%)	295	(4.5%)	6,553	(100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,258事業のうち、改定済の事業は1,170事業（18.7%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,646事業（58.3%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに4,816事業（77.0%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済	②改定予定 (令和4年度～7年度)	小計 (①+②)	③改定予定 (令和8年度以降)	④未定	合計
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	284 (16.4%)	973 (56.2%)	1,257 (72.6%)	196 (11.3%)	279 (16.1%)	1,732 (100.0%)
うち上水道	253 (19.6%)	715 (55.4%)	968 (75.0%)	142 (11.0%)	180 (14.0%)	1,290 (100.0%)
うち簡易水道	31 (7.0%)	258 (58.4%)	289 (65.4%)	54 (12.2%)	99 (22.4%)	442 (100.0%)
工業用水道	30 (22.2%)	68 (50.4%)	98 (72.6%)	15 (11.1%)	22 (16.3%)	135 (100.0%)
交通	14 (18.7%)	45 (60.0%)	59 (78.7%)	5 (6.7%)	11 (14.7%)	75 (100.0%)
電気	13 (15.5%)	37 (44.0%)	50 (59.5%)	7 (8.3%)	27 (32.1%)	84 (100.0%)
ガス	6 (30.0%)	9 (45.0%)	15 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	20 (100.0%)
港湾整備	8 (9.9%)	40 (49.4%)	48 (59.3%)	7 (8.6%)	26 (32.1%)	81 (100.0%)
市場	4 (3.7%)	54 (50.0%)	58 (53.7%)	26 (24.1%)	24 (22.2%)	108 (100.0%)
と畜場	0 (0.0%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)	4 (13.8%)	10 (34.5%)	29 (100.0%)
観光施設	11 (6.9%)	70 (44.0%)	81 (50.9%)	22 (13.8%)	56 (35.2%)	159 (100.0%)
宅地造成	23 (12.0%)	85 (44.5%)	108 (56.5%)	14 (7.3%)	69 (36.1%)	191 (100.0%)
駐車場	2 (1.4%)	69 (49.3%)	71 (50.7%)	19 (13.6%)	50 (35.7%)	140 (100.0%)
下水道	775 (22.1%)	2,181 (62.2%)	2,956 (84.4%)	231 (6.6%)	317 (9.0%)	3,504 (100.0%)
合計	1,170 (18.7%)	3,646 (58.3%)	4,816 (77.0%)	546 (8.7%)	896 (14.3%)	6,258 (100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況（※）を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和4年度は11月に公表）
- ※ このうち、策定状況については、個別事業別の状況を併せて公表

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

経営戦略の改定の推進について

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡)

- 地方公共団体において、**現下の課題である物価高騰への対応や、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進**などが求められていることを踏まえ、**各公営企業においても、これらの課題に積極的に取り組み、経営戦略に適切に反映**すること。
- **新型コロナウイルス感染症**に伴い生じている、生活様式の変化や働き方・学び方の変容が**各公営企業の経営に与える影響を適切に経営戦略に反映**させること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、このような現下の経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、**令和5年度以降の地下鉄事業特例債（再々特例債）**について、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するためには、経営戦略の改定が重要であることから、**経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設ける。**

公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和3年度実績)

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
 ○令和3年度においては、事業廃止100件、広域化等89件、包括的民間委託37件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
100件		11件		1件		89件		7件		37件		16件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
7件	93件	1件	10件	0件	1件	3件	86件	0件	7件	1件	36件	6件	10件
水道	7	水道	0	水道	0	水道	14	水道	0	水道	12	水道	7
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1
交通	2	交通	2	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	2	病院	1	病院	1	病院	0	病院	0	病院	0	病院	0
下水道	26	下水道	0			下水道	74	下水道	0	下水道	23	下水道	5
簡易水道	3	簡易水道	0			簡易水道	1	簡易水道	0	簡易水道	1	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	1
市場	2	市場	0			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	1			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	23	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	5	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	0	駐車場	1	駐車場	1
観光	7	観光	1			観光	0	観光	0	観光	0	観光	0
介護サービス	13	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	6	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	5	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4) 民営化・民間譲渡又は広域化等に伴い他の事業に統合せずに事業廃止を行った場合は、1つの事業を事業廃止及び民営化・民間譲渡又は広域化等の2取組に計上している。

(※5) 1つの事業で複数の取組を行った事例及び1つの事業を2取組に計上した事例が存在するため、取組数は合計261件だが、事業数ベースでは合計252事業。

合計

261件

(令和2年度実績 351件) 26

公営企業における業務密度の増加について

- 公営企業においては、持続可能な経営を確保するため、経営に要するコストを削減することが重要。
- コストの削減に当たっては、抜本的な改革により業務そのものを見直すほか、次のとおり業務や施設ごとのコストの共有の観点から取組を検討することも有効。
 - ・ 業務や施設を通じた一括工事・一括管理等の取組によりコストを共有することで、平均コストを低下させる
 - ・ 事業統合に際し管路延長に多額の経費を要する場合など、コストの共有が困難な場合には、敢えて別個の取扱いとする（例：下水道事業における最適化）ことで、平均コストの上昇を抑制する
- このようなコスト効率（業務密度）の増加については、以下のような先進的な取組が実施されている。

<参考> 公営企業において業務密度を増加させる主な事例

<複数事業を通じた管理者設置>

- ・ 水道・ガス・下水道事業に一の管理者を設置することで意思決定を効率化するとともに、同時施工により工事を効率化した事例

<DX>

- ・ 点在する浄水場に監視・通信端末を設置することで一括監視・管理した事例

<広域化（施設の共同設置）>

- ・ 2市で浄水場を共同設置するとともに民間事業者に設計・建設・維持管理を一括発注した事例

<広域化（最適化）>

- ・ 市全域に下水道管路を布設する代わりに一部の地域で浄化槽を整備した事例

<包括的民間委託>

- ・ 下水道管路の維持管理・設計・改築等の複数業務をパッケージ化し包括的に民間委託した事例

<PPP/PFI>

- ・ 上工下水道事業においてコンセッション方式により一体的に民間事業者に運営権を設定した事例

公営企業における業務密度の増加事例について①

複数事業を通じた管理者設置

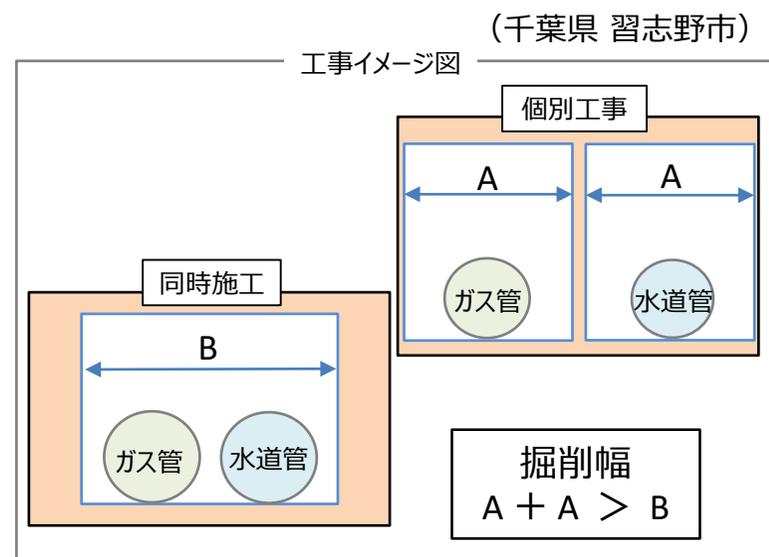
複数事業を通じた管理者の設置・同時施工による効率化(R元～)

〔水道・ガス・下水道事業〕

- 水道・ガス事業で一の管理者を設置し、水道管及びガス管の新設・更新工事を同一溝で実施することにより、個別に工事を行うのではなく、同時施工で一括実施することが可能に。
- また、令和元年度から下水道事業も統合し、水道・ガス・下水道事業を通じて一の管理者を設置することで、意思決定の更なる効率化を実現。

【効果】

- 同時施工による建設費の削減（個別工事の場合と比較し約3割程度削減）。
- 掘削幅縮小による産業廃棄物排出量の削減等の環境負荷の低減及び工期短縮による周辺住民の負担軽減。



DX

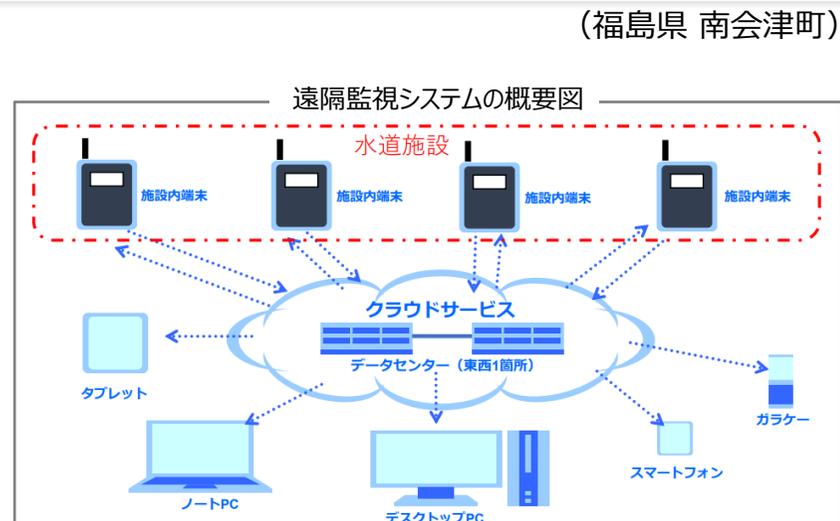
水道施設の遠隔監視(H29～)

〔水道事業〕

- 合併前の旧町村（1町3村）がそれぞれ設置していた複数の水道施設（浄水場等）を統一的に監視するため、監視・通信端末を設置。
- それぞれの施設で個別に監視業務を行うのではなく、端末により取得される計測データをクラウド化することで管理を一元化し施設外部の携帯端末による監視を実現。

【効果】

- システム導入費用の削減（▲約2.6億円）。
- 専用回線ではなく通信費の安価な携帯電話網を利用することによる監視箇所増加（11施設→56施設）。



公営企業における業務密度の増加事例について②

広域化（施設の共同設置）

県域を越えたPPPによる浄水場の共同整備・維持管理（H24～）

〔水道事業〕

- 三池炭鉱の閉山に伴い、炭鉱の専用水道から給水を受けていた2市において浄水場を整備する必要が生じたため、それぞれで新規整備するのではなく、**県域を越えて2市共同で浄水場を整備**。
- 2市は浄水場を有しておらず経営ノウハウがなかったため、民間事業者**に浄水場の設計・建設及び施設の維持管理を一括して発注（DBO方式）**。

【効果】

- 浄水場の**2市共同設置による建設費の削減**（単独設置の場合と比較し▲約7億円）。
- **DBO方式の採用による建設費の削減**（市自らが実施する場合と比較し▲約12億円）。

（福岡県 大牟田市・熊本県 荒尾市）

【受託者】メタウォーターグループ
※メタウォーター(株)を代表とするグループ



広域化（最適化）

下水道事業における浄化槽への転換（H21～）

〔下水道事業〕

- 合併前の旧市町村（1市6町1村）がそれぞれ整備していた下水道施設について、**処理区域の見直し**を行い、**公共下水道の処理場を削減**（▲1施設）するとともに、**農業集落排水の処理場を削減**（▲12施設）。
- 処理場を廃止した地域において、**廃止分を低コストで整備可能な浄化槽に転換**。

【効果】

- 処理施設削減により、**建設改良費及び維持管理費の削減**（建設改良費▲約248億円、維持管理費年間▲約2.8億円）。

（佐賀県 佐賀市）

処理区域の見直し結果

	処理区域（単位：ha）			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,561	38,008	+447	—	—	—

公営企業における業務密度の増加事例について③

包括的民間委託

下水道管路に係る包括的民間委託の導入 (H30～)

〔下水道事業〕

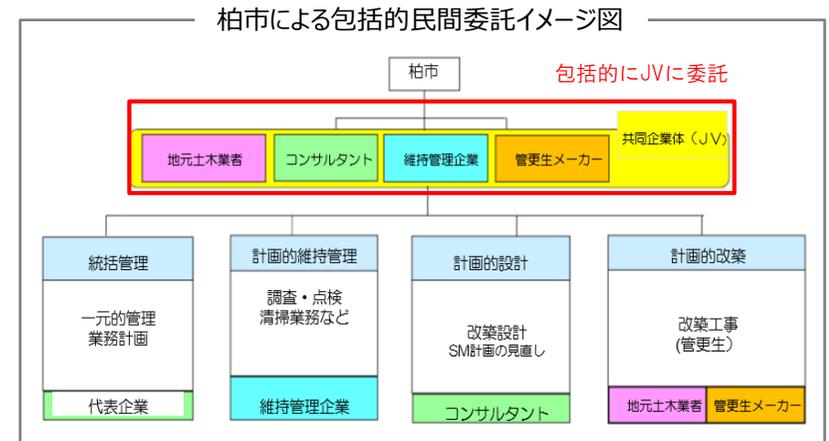
- 管路の老朽化対策等の新規業務に対応するため、業務を個別に発注するのではなく、下水道管路の維持管理・設計・改築等の**複数業務をパッケージ化し一括委託**。
- **下水管路の改築更新に主眼をおいた包括的民間委託は全国初**。

【効果】

- **事業費の削減**（個別発注と比較し年間▲約1億円）。
- 複数業務の一括委託及び複数年契約による**業務負担の軽減**（職員数▲4名）。

(千葉県 柏市)

【受託者】積水化学工業(株) 他7社による共同企業体



PPP/PFI

上工下水道事業へのコンセッションの導入 (R4～)

〔水道・工業用水道・下水道事業〕

- 料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大などの課題に対応するため、**20年の長期・包括契約**により、**公共施設等運営権（コンセッション）方式**を水道用水供給2事業、工業用水道3事業、流域下水道4事業の**計9事業に導入**。

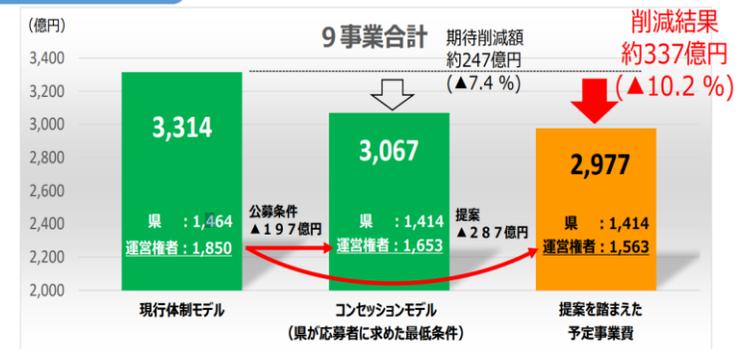
【効果】

- 9事業一体契約のスケールメリットにより**事業費を削減**（20年間で▲約337億円）。
- 事業費削減効果の一部は現在の利用者に還元し、**料金上昇を抑制**。
- 最長4～5年間だった**契約期間を20年間に拡大したことにより、従業員の雇用の安定と人材育成が可能に**。
- 従来の仕様発注から**性能発注**にすることで、**運営権者の創意工夫を可能とし、新技術等の積極的な導入を促進**。

(宮城県)

【運営権者】(株)みずむすびマネジメントみやぎ
※メタウォーター(株)を代表とするSPC(特別目的会社)

20年間の総事業費



公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集について

○ 公営企業における**抜本的な改革等の先進的な事例**を盛り込んだ「**公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集**」を令和4年度中に**作成・公表**する。

<掲載イメージ>

AIを活用した水道管劣化予測診断ツールの導入

DX

水道事業

取組の概要

水道管路の現状の劣化状況に合わせた判断を行うため、**管路更新の優先順位の検討にAIを活用**した。

◆**総事業費** システム開発費●●千円、試験運用管理に係る委託料●●千円

◆背景

- 整備管路の優先順位の決定から5年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえて市全域で再検討することとなったが、この間に統合した旧簡水地区の整備状況等が不明確であったこと及び熟練職員の退職により、**法定耐用年数と職員による経験則に基づくこれまでの手法による判断が困難**となっていた。
- この課題を解決するため、客観的な要因（過去の漏水箇所）と地盤等の条件に基づく**劣化予測診断ツールを活用**することとした。

◆具体的内容

- 市が保有する水道管路情報及び過去の漏水履歴データと受託事業者が独自に収集した土壌・気候・人口等の環境変数のデータベースを組み合わせ**AIによる高精度な解析**を行い、各水道管路の破損確率を算出した。
- この結果に、影響度（**職員による事故対応活動の規模を管口径ごとに定量化**したもの）を加え、最終的な優先順位を決定した。

◆効果

- 予測診断ツールの活用**により、**現地調査費用が削減**された（▲約●●千円/年）。
- 地図情報システム上に**職員の経験知をデータとして取り込む**ことにより、**職員の技術を定量的に伝承することが可能**となった。

取組のポイント

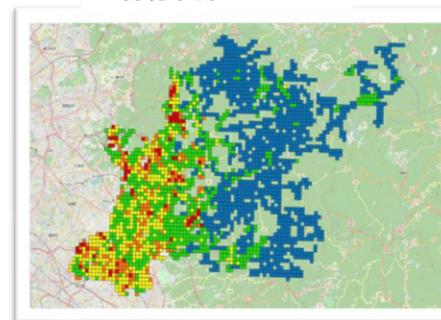
- 同時期にAI劣化予測診断ツールを導入していた**民間ガス事業者と共同で更新路線の優先順位を決定し、同時に施工**することで、費用削減等以下の効果があった。
 - 舗装復旧費用（延長●m×幅員●m×●千円/m²=●千円）の軽減（2者で按分）
 - 住民への工事チラシの共同配布による事務負担の軽減
 - 施工業者との施工時期、試掘立ち合い等の詳細の調整に係る負担の軽減
 - 社会的影響度の緩和（例：工事期間が別々になることによる住民への影響等）

A県B市上下水道局水道維持課

公営企業情報

- 行政区域内人口 ●●人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積 ●●Km²（令和4年1月1日時点）
- 給水人口 ●●人（令和3年度決算）

劣化予測イメージ



※整備管路の優先順位を地図上で色分けしたもの

取組のスケジュール

- 令和●年●月に検討を開始し、令和●年●月にシステムの契約を締結。
- 令和●年●月から一部区画で運用開始。

今後の展望

- 現状では一部の路線のみでの実施だが、より最適な管路更新の実現のため、今後は市全域での実施を目指す。
- 今後、AIを利用した劣化予測が主流になると予想されるため、より精度の高い製品の情報収集を行う。

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
 <人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
 <人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R4.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用に取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は95.6%、下水道事業は97.7%、人口3万人以上のその他下水道事業は93.0%が「適用済及び適用に取組中」となっている。

以下の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業 (単位 事業)

	人口3万人以上							
	簡易水道事業				公共下水道事業及び流域下水道事業			
	R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	318	(100.0%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)
② 検 討 中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合 計	318	(100%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業 (単位 事業)

	人口3万人未満						人口3万人以上					
	簡易水道事業			下水道事業			その他下水道事業					
	R3.4.1時点		R4.4.1時点	R3.4.1時点		R4.4.1時点	R3.4.1時点		R4.4.1時点			
① 適用済及び適用に取組中	523	(87.8%)	566	(95.6%)	1,465	(90.6%)	1,582	(97.7%)	651	(87.0%)	688	(93.0%)
② 検 討 中	67	(11.2%)	24	(4.1%)	138	(8.5%)	34	(2.1%)	85	(11.4%)	47	(6.4%)
③ 検 討 未 着 手	6	(1.0%)	2	(0.3%)	14	(0.9%)	3	(0.2%)	12	(1.6%)	5	(0.7%)
合 計	596	(100%)	592	(100%)	1,617	(100%)	1,619	(100%)	748	(100%)	740	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を実施(R3年度～)。
- 都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模団体の問い合わせに対応可能な電話相談体制を構築(R4年度～)。

2. マニュアル・先進事例集等

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。
- 公営企業会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成・公表(R4年度～)。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
 - － 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、R6年度からR8年度までの会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、**各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている**。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

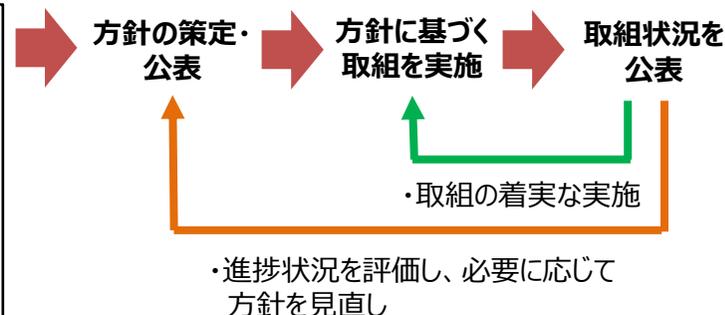
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、**相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請**。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、**策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組む必要**。（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

【第三セクター等の新たな事例集の作成・公表】

- 地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や地域活性化等に係る取組を推進するため、**経営健全化やDX・GX等の取組に係る事例をとりまとめた新たな事例集を令和5年3月に作成・公表予定**。（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡）